

令和5年5月17日

東京高等裁判所第12民事部 御中

意 見 書

曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）

曾我部 真裕

筆者は標記所属大学の法学部及び大学院法学研究科等において憲法の研究・教育に従事している（略歴につき別紙を参照されたい。）。こうした知見に基づき、本意見書では、御令和4年（行コ）第294号在留資格変更不許可処分無効確認等、国家賠償請求控訴事件に関し、憲法の観点から、特に次の点について意見を述べる¹。すなわち、①控訴人らに安定的な在留資格を認めないことは、憲法13条により保障される「親密な人的結合の自由」の制約となること、②憲法上の権利の侵害とはいえない場合であっても、公権力の発動である以上は憲法上、平等原則などに照らした合理性が要求されること、③国際人権法の遵守は憲法の要請でもあり、裁判所はその判断に当たり、国際人権法の遵守確保が求められること、である（これらは相互に独立の論点である。）。

以下では、この3点について述べるが、その前提として、1において筆者のマクリーン判決理解を示しておく。

あらかじめ要旨を述べると、次の通りである。

1) 控訴人Aに安定的な在留資格を認めないことは、「親密な人的結合の自

¹ なお、以下に関連する拙稿として、曾我部真裕「『人権法』という発想」法学教室482号（令和2年）72頁、「外国人の基本権保障のあり方」同483号（令和2年）71頁、「マクリーン事件判決及びそれに関する最近の議論について」国際人権33号（令和3年）13頁がある。

由」の制約となる。控訴人Bとの関係では、日本国民の基本権（憲法13条）の制約であるから、裁判所による立ち入った裁量審査が求められ、本件の事情のもとでは、控訴人Aに対して安定的な在留資格を認めないことは、控訴人Bの「親密な人的結合の自由」の不当な侵害として違憲・違法である。

2) マクリーン事件判決により、憲法上の権利を主張し得ないとしても、客観法原理としての平等原則は適用される。そこで、法律婚関係にある異性カップルの外国人当事者には、「日本人の配偶者等」として安定した在留資格が認められるのに対し、同様の関係にある同性カップルの外国人当事者には安定した在留資格が認められないと、また、同性カップルにあっても当事者が外国人同士である場合には特定活動としての在留が認められるのに対し、同性カップル（日本国民と外国人とが当事者となるもの）の外国人当事者には安定した在留資格が認められないということは、著しく不合理であって平等原則に反すると言うべきである。

3) 憲法上、国内裁判所には人権条約に適合する解釈が求められる。控訴人Aに対して安定的な在留資格を認めないことが（控訴人A及びB双方の）家族生活の尊重を受ける権利の侵害であり、裁判所においては、これらの侵害を避ける解釈が求められ、それは憲法98条2項から要請される憲法上の義務である。そして、安定的な在留資格を認めなければ国際人権法上保護される家族生活の尊重を受ける権利が侵害されるため、安定的な在留資格を認めなかった処分庁の判断は違憲・違法である。

1. 前提としてのマクリーン判決理解

マクリーン事件判決²は、「憲法22条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国するこ

² 最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁。

とについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考え方と同じくするものと解される」と述べる。

こうした判示に対しては「完全な誤り」との有力な指摘もあるが³、筆者としては、外国人には入国の自由は認められず、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるという原則が出発点であることは認めざるをえないと考えている。

もっとも、この原則はあくまで出発点であり、現在では、いわば特別法たる国際人権法の発展により、上記の原則は相当程度修正されていることは4において述べる。また、「自由に決定することができる」という点についても、恣意を許すものではないことは3で述べる。

2. 「親密な人的結合の自由」

(1) 概要

本件では、「定住者」及び「特定活動」への在留資格の変更が認められず、「出国準備」のみが認められていた。「出国準備」の在留資格は、それ 자체は在留を認めるものであって直ちに国外への退去を求めるものではないが、近いうちに出国することを前提としていることから、実質的には在留を否定するに等しいものである。そうすると、本件においては、憲法上保障された「親密な人的結合の自由」の制約があると考えられる。

そして、この制約は、外国人である控訴人Aに対してのみならず、日本国民である控訴人Bに対するものもある。したがって、この制約の合憲性に

³ 泉徳治「マクリーン判決の間違い箇所」『統治構造において司法権が果たすべき役割(第2部)』判例時報2479号臨時増刊(令和3年) 192頁

については裁判所の立ち入った審査が求められ、そうだとすれば、本件の事情のもとでは、こうした制約は違憲・違法であると考えられる。

(2) 「親密な人的結合の自由」

憲法上、どのような人と親密な関係を築くか、子どもを持つかどうか、など、個人の人生設計において極めて重要であることは言うまでもなく、家族形成に関する個々の人的関係や行為等のうち、少なくとも重要なものが、憲法上保障されることには異論がないと思われる。そこで、「個人が他の個人との間で行う親密な交わり・人的結合が、公権力によって妨げられない権利」としての「親密な人的結合の自由」は憲法13条により保障されると考えられる⁴。

この「親密な人的結合の自由」は、制度へのアクセスの問題を含む婚姻（法律婚）の自由とは異なり、カップルが共同生活を行うといった側面においては純粹な自由権である。そして、国家による承認という側面がある婚姻とは異なり、同性カップルにも異性カップルと同様に保障される。また、この「親密な人的結合の自由」は国内憲法論で議論されてきたものであるが、内容的には、国際人権法における家族生活の尊重を受ける権利（自由権規約23条等）と大きく重なるものと考えられる。

カップルの一方が公権力の決定により出国を余儀なくさせられることによって共同生活が不可能になることは、この「親密な人的結合の自由」の端的な制約である。また、在留を認められるとしても、安定した共同生活を當むに足りる安定した在留資格をもってそうされるのでなければ、やはりこの自由権への制約があるといえる。

そして、この「親密な人的結合の自由」に対する制約は、カップルの一方

⁴ この権利の主唱者は竹中勲（同『憲法上の自己決定権』（成文堂、平成22年）188頁）である。また、拙稿「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利（2）」法学教室485号（令和3年）77頁も参照されたい。

の外国人（控訴人A）に対するものであると同時に、他方の日本国民（控訴人B）に対するものもある。日本国民の基本権への制約がある以上、その点を踏まえたより慎重な判断が求められる。

すなわち、日本国民への基本権の制約の問題だと捉える以上、マクリーン事件判決のいう「在留制度のわく内」の保障にとどまらない。一定の裁量は認められるだろうが、裁判所による立ち入った裁量審査が求められる。

（3）本件に即した検討

そして、本件においては、控訴人らは平成17年から米国で、そして平成22年からは日本国内で同居を開始し、その間、仕事の都合や在留資格の制限により別居していた時期があったものの、頻繁に行き来するなどして関係性を保っていたのであり、控訴人らは長期にわたって同居・協力・扶助の関係にあった。また、平成27年に米国において婚姻をしており、この婚姻には日本国内においては法的承認が与えられないとしても、控訴人らの「親密な結合」の永続性・安定性を示す事情としては重要である。このことからすれば、本件における「親密な人的結合の自由」の保護の必要性は非常に高い。

他方、控訴人Aのこれまでの在留はすべて適法なものであり、また、この間、素行や経済状態に特段の問題もなく、控訴人Bに安定的な在留を認めない理由はひとえに控訴人らの性的指向を理由とするものだとすれば、それは控訴人Bの「親密な人的結合の自由」の制約の合理性を基礎付けるにはあまりにも不十分であろう。

なお、もちろん控訴人Bが日本を出国して米国に移住すれば、「親密な人的結合の自由」は確保されるが、日本国民に対して出国を強制することは許されず、こうした選択肢は考慮すべきではない。

以上からすれば、控訴人Aに安定的な在留資格を認めないことは、控訴人

Bの「親密な人的結合の自由」の不当な侵害として違憲・違法である⁵。

3. 憲法上の権利の侵害とはいえない場合であっても、公権力の発動である以上は憲法上、平等原則や比例原則に照らした合理性が要求されること

(1) 概要

マクリーン事件判決の論理からしても、公権力の発動である以上、恣意が許されるわけではなく、憲法上、法治主義の要請として、平等原則や比例原則といった客觀法原則に照らした合理性が要求される。もちろん、憲法上の権利の侵害が問題となっているわけではない以上、そこで要求される合理性は高度なものではないが、本件では、そうした前提であっても不合理なものだと考えられる。

(2) 客觀法原理としての平等原則

本件の論点とは別文脈であるが、多くの憲法教科書で扱われる有名な論点として、憲法13条の解釈についていわゆる人格的利益説をとった場合、「人格的生存にとって重要なものの」以外の自由はどのように扱われるのかというものがある⁶。こうした自由は、憲法では保障されないのであるから、いかなる規制を行っても憲法問題は生じないという帰結になるとも思われる。しかし、いまや古典的となつたテキストにおいても、そのようには考えられていない。すなわち、「人格的利益説をとっても、これらの行為を行う自由が

⁵ なお、Aのみが原告となっている第1事件との関係では、Bの基本権侵害を援用することはいわゆる第三者の権利主張の問題を惹起する。Bの基本権が救済されれば必然的にAも救済される上、両者の関係は極めて密接であることから、本件において第三者の権利主張が認められることは、判例（最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁）や通説（学説については、土井真一「憲法訴訟の当事者適格論の検討」法学教室384号（平成24年）72頁など参照）に照らして異論の余地はないだろう。

⁶ この論点に関するまとまった説明として、横大道聰「人格的生存にとって不可欠ではない行為の規制」同（編著）『憲法判例の射程（第2版）』（弘文堂、令和2年）76頁。

保護されなくなるわけではない。それを一部の人について制限ないし剥奪するには、もとより十分に実質的な合理的理由がなければならない。平等原則や比例原則（権利・自由の規制は社会公共の障害を除去するために必要最小限度にとどまらなければならないとする原則）とのかかわりで、憲法上問題となることもありうる。」⁷。

これは要するに、日本国憲法が採用する立憲主義、あるいは実質的法治国原理の要請からして、憲法上の権利の制約であると否とにかくわらず、公権力の発動には合理性が要求されることを示している。平等原則や比例原則はここでいう合理性の内実に当たるものである。憲法14条1項は、平等権と同時に平等原則を保障しており、これは客觀法原理として、仮に憲法上の権利の享有主体でないとされた者との関係でも、公権力を拘束する。憲法13条1項の「個人の尊重」原理も同様である。こうして、憲法上の権利の制約に当たる場合には（権利の性質や制約の目的、態様等により差があるにせよ）高度に要求される一方で、そうでない場合には要求の程度は下がるもの、公権力によるあらゆる決定には合理的な理由が求められ、これは憲法の要請であることになる。

実質的法治国原理からの立論はドイツ憲法学を参考するものであるが、根底的には共通の問題意識から出発しつつ、別の立論をするものとして、長谷部恭男の議論がある。長谷部は、「国家の権限の内在的限界」という角度から、「国家は公共の福祉に従ってのみ正当に行動しうるのであり、そのような妥当な根拠なしに個人の行動の自由を束縛することは、個人の人権の侵害である以前に、国家権力の内在的制約を逸脱している。」⁸とする。これも、国家による自由（ここには憲法上の権利とまでは言えないものも含まれる。）の束縛には合理的な根拠が求められることを言うものである。

このように、立論の仕方には違いがあるが、憲法の要請として、国家の行

⁷ 芦部信喜（高橋和之〔補訂〕）『憲法（第7版）』（岩波書店、平成31年）122頁。

⁸ 長谷部恭男『憲法（第7版）』（新世社、平成30年）110頁。

為には合理性が求められるとする理解が、憲法学では共有されている。

(3) 本件に即した検討

ア 以上からすると、「在留の許否を決定する国家の裁量を拘束するような範囲にまで憲法の基本的人権の保障が及ぶものと解することはできない」

(傍点筆者)⁹というマクリーン事件判決の理解を前提としても、憲法の客観法原則による拘束は及ぶ¹⁰。

本件では、特に平等原則との関係が問題となるところ、具体的には、同性カップルと異性カップルとの別異取扱い、及び、同性カップルにおいて当事者が外国人同士の場合と日本国民・外国人の組み合わせの場合との別異取扱いが問題となる。

イ まず、法律婚關係にある異性カップルの外国人当事者には、「日本人の配偶者等」として安定した在留資格が認められるが、(外国で)法律婚關係にある同性カップルの外国人当事者にはこうした在留資格は認められず、極端な別異取扱いがあり、平等原則との関係で問題となる。本件1審判決は、この点について憲法判断を行っていないが、適切ではない。

このような別異取扱いの理由としては、日本において同性婚が法制化されていないこととの整合性が考えられる。たしかに、異性婚は憲法によって要請されているのに対して、同性婚はそうではないという点で違いはあるが¹¹、この点をもって異性婚当事者と同性婚当事者との在留資格における極端な相違を正当化することはできないと考える。

⁹ 越山安久「マクリーン事件判解」最高裁判所判例解説民事篇（昭和53年度）450頁。

¹⁰ なお、本件1審判決は、「特定活動」に関する平成25年通知に基づく運用が、「憲法14条の趣旨に反する」としたが（1審判決55頁）、本文で述べた通り、基本権としての憲法14条は主張し得ないとしても、客觀法原理としての同条は主張しうるのであるから、上記の判示はその趣旨を述べたものと見ることもでき、1審判決はマクリーン事件判決に反するものではない。

¹¹ この問題に関する私見は、拙稿「憲法24条と婚姻の自由」法学教室487号（令和3年）108頁で述べた。

すなわち、まず、重要な点として、本件では同性婚当事者に安定的な在留資格を認めることが問題となっているのであり、そのことが直ちに日本において同性婚を制度的に認めることになるわけではない点に留意する必要がある。婚姻の効果は、「親子関係の成立、相続における地位、日常の生活において生ずる取引上の義務など」¹²に現れるのであって、在留資格の問題は、婚姻制度にとっては周辺的な問題にすぎない。

他方、在留との関係では、(外国で) 法律婚関係にあるという事実は、2(3)でも述べた通り、両当事者の結合の永続性・安定性を示すものであり、安定的な在留を認める必要性という意味では、日本法のもとでの法律婚当事者といささかも変わりはない。

このように、「親密な人的結合の自由」「家族生活の尊重を受ける権利」と関わって、共同生活を送るために安定的な在留を認める必要性が、日本法のもとでの法律婚当事者と全く同様に極めて高いにもかかわらず、婚姻制度との整合性を過大に評価し、日本法のもとでの法律婚当事者との間で在留資格に関して極端な相違を設けることは、著しく不合理であって平等原則に反すると言うべきである¹³。

¹² 夫婦同氏制合憲判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）の寺田逸郎補足意見。

¹³ この点に関しては、いわゆる同性婚訴訟札幌地裁判決（札幌地判令和3年3月17日判時2487号3頁）が参考になる。同判決は、憲法は同性婚を保障するものではなく、同性婚を認めないこと自体が直ちに違憲となるわけではないとする一方で、同性カップルが婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供していないことは、広範な立法裁量を前提としても、その範囲を逸脱するとした。これは、婚姻によって生じる法的効果を享受する利益が重要であることを前提に、それに関する制度的な扱いが異性カップルと同性カップルとで著しく異なることが不合理だとされたものと理解できる。そうすると、本件においても、婚姻に関する憲法上の扱いの差異に基づき、在留に関しても異性カップルと同性カップルとで差異を設けることは可能だとしても、それが著しい場合には不合理な差別となるべきである。

4. 国際人権法の遵守は憲法の要請でもあり、裁判所はその判断に当たり、国際人権法の遵守確保が求められること

(1) 概要

本件の1審判決は国際人権法について正面から判断をしていない。一般に、国内の裁判所は国際人権法を考慮することにつき消極的であるが¹⁴、こうした態度は日本国憲法のもと、正当化されない。

とりわけ、本件のような出入国在留行政に関しては、マクリーン事件判決によって憲法による公権力の抑制が限定的なものとされている一方で、国際人権法の発展を踏まえたマクリーン事件判決の論理の修正がなされるべきであり、このことを十分に考慮することが求められる。

以下では、国際人権法においては、同性カップルのパートナーに在留許可を付与しないことについて家族生活の尊重を受ける権利等の違法な侵害だとする認識が高まっていることを前提に¹⁵、同様の考慮を行うことは国内裁判所の憲法上の義務であることを述べる。

(2) 国際人権法によるマクリーン事件判決の原則の修正

国際法による上記原則の修正がありうることは、マクリーン事件判決自体も留保している。同判決の時点では具体的には、日本について拘束力のある国際法規範はなかったが、同判決の直後、昭和54年には自由権規約と社会権規約を批准したことをはじめ、今日までの間に主要な国際人権条約の多くを日本は批准しており、この点ではマクリーン事件判決時点とは大きく状況が変化しているはずである¹⁶。その結果、入国・在留の自由に直接関連する

¹⁴ 最高裁においても下級審においても、憲法と人権条約との保障内容が実質的に重なることから、憲法違反の有無のみを考慮すれば良いとする「予定調和論」が有力だとされてきた。

¹⁵ このこと自体については、筆者の専門外であることもあり、他の意見書や文献に譲り、本意見書では立ち入らない。

¹⁶ この点の指摘は当然ながら多数なされているが、直近のものとして近藤敦「入管法と憲法 2021年入管法等改正案とマクリーン判決の問題点」エトランデュテ4号

ものとしては、ノン・ルフルマン原則（難民条約33条1項、拷問等禁止条約3条1項、強制失踪条約16条）や家族生活の尊重を受ける権利（自由権規約23条、子どもの権利条約9条1項、10条1項）といったものが認められるに至っている¹⁷。

（3）条約上の義務の国内法上の効力

問題は、こうした条約（あるいは国際慣習法）上の義務が、国内法上どのような効力を持つかという点である。この点については近年、学説の展開が見られ、その構造が明らかにされつつある。憲法学においては、高橋和之による議論が重要である¹⁸。すなわち、人権条約を批准した国家は、条約に掲げられた人権（国際人権）を、その管轄下にある者に対し保障することを、国際社会に対して約束する。ゆえに、国家は国際人権を保護する義務を負うが、その義務は国際社会に対するものであり、国民に対するものではない。しかも、決定的に重要なのは、この国際的義務は、「結果」において国際人権が実現されているという状況を生み出すことについての義務であるという点であり、それをいかなるプロセスを通じて実現するか（立法によって国家機関や民間事業者への義務付けを行う、国内法によって人権条約の諸規定に対応する権利を付与する、裁判所が私法の一般条項の解釈適用の際に考慮する、など。）は、基本的には国内法の問題である。

こうした議論を踏まえ、筆者は次のように考えている¹⁹。すなわち、まず、人権条約を締結すると、国際法的効力とともに、国内法的効力も発生するが、

（令和4年）71頁、根岸陽太「【意見書】人権条約の枠内に留まる外国人在留制度」同139頁、安藤由香里「外国人は『人』ではないのか 外国人の権利をめぐる『国籍』と『在留資格』」現代思想50巻3号（令和4年）42頁を挙げておく。

¹⁷ これらは国際慣習法となっているとも言われる（近藤敦「マクリーン事件判決の抜本的な見直し 入国・在留に関する国際慣習法の5つの原則」名城法学70巻4号（令和3年）1頁。

¹⁸ 高橋和之「国際人権の論理と国内人権の論理」ジュリスト1244号（平成15年）74頁、同「国際人権論の基本構造」国際人権17号（平成18年）51頁。

¹⁹ 曽我部・前掲注1）『人権法』という発想』75-77頁。

この国内法的効力の内容は、一般的に言えば、日本国が負った人権条約上の義務をそれぞれの国内機関（国会、裁判所、行政機関）の権限の範囲内で実現すべき義務の賦課ということになる²⁰。その具体的な内容は多岐にわたり、複合的・動態的なものである²¹。そして、条約上の義務自体は客観法的な義務であるが、それに対応して国内法を解釈適用する際には、主観的な権利利益として認めることは当然可能である。

まず、立法府に対する効力について、人権条約は、差別の禁止など私人に対する義務付け等を求める場合もあり、そのためには法律の留保原則（憲法41条）からして立法が必要で、国会の立法義務が生じる。その他、国内法上、条約上の義務を果たすための措置が立法を要するものである場合、立法義務が生じることになる。こうした義務は、客観法的な義務であり、それに対応する権利が国民の側に生じるわけではないのが原則である。また、立法義務に応える方法には複数の選択肢があるため、立法裁量が認められる。

次に、裁判所は、司法権の範囲内で条約上の義務を実現する義務を負う。人権条約は、差別の禁止など私人間における措置を求める場合もあり、裁判所は自らの権限の範囲内でその義務を果たさなければならない。その結果、私人間紛争においても、不法行為法上あるいは国賠法上保護される権利利益の解釈として人権条約上の権利を考慮するなど、法律の規定を条約適合的に解釈すること（従来は間接適用、最近では条約適合的解釈と呼ばれる。）が義務付けられる。条約上の権利のうち、国家に対する防御権的側面に関しては、法律と矛盾する場合に、裁判所には条約を優先し、条約違反の法律を適

²⁰ 棟居快行「国内裁判所における国際人権の適用をめぐって」芹田健太郎ほか編『国際人権法の国内実施（講座 国際人権法（3））』（信山社、平成23年）39－44頁（なお、同論文は棟居快行『憲法学の可能性』（信山社、平成24年）所収）、松田浩道『国際法と憲法秩序』（東京大学出版会、令和2年）166頁。

²¹ 西原博史『『人権』規範の構造と国際人権の憲法学的レヴァンス』国際人権2号（平成23年）53－55頁。また、松田・前掲注20）は、こうした動態的な把握の必要性を強調し、同書第4部第2章、第3章では各種の類型別に詳細な検討がなされている。

用しないことが求められる（直接適用）²²。

最後に、行政府に対しては、人権条約上の権利を自ら侵害しないことに加え、その権限の範囲内で人権条約上の積極的な義務を果たすことが求められる。

（4）本件に即した検討

本件においては、控訴人Aに対して安定的な在留資格を認めないことが（控訴人A及びB双方の）家族生活の尊重を受ける権利の侵害であるからには、裁判所においては、これらの侵害を避ける解釈が求められ、それは憲法98条2項から要請される憲法上の義務である。

そして、安定的な在留資格を認めなければ国際人権法上保護される家族生活の尊重を受ける権利が侵害されるため、安定的な在留資格を認めなかつた処分序の判断は違憲・違法である。そして、考えられる法律上の受け皿は「定住者」であることから、裁判所には控訴人Aが「定住者」に該当するとする解釈が求められることになる²³。

以上

²² 実際に条約違反を認めた例として、東京高判平成5年2月3日東高刑時報44巻1-12号11頁。

²³ なお、1審判決は、入管法以下の法令等の枠組みに従い、「定住者」や「特定活動」該当性を判断しているが、憲法の観点からは、安定的な在留資格を認めないことの合憲性が問題となる。それが違憲であるとすれば、現行の枠組みにおいて安定的な在留資格を認める解釈が可能かどうかが模索されるべきことになり、それが不可能であれば安定的な在留資格を認めないと判断が端的に違憲と評価されることになる。

(別紙)

曾我部 真裕 略歴・業績一覧

○ 略歴

昭和 4 9 年	生まれ
平成 8 年 1 1 月	司法試験合格
平成 9 年 3 月	京都大学法学部卒業
平成 1 1 年 3 月	京都大学大学院法学研究科修士課程修了
平成 1 2 年 4 月	司法修習生（第 5 4 期）
平成 1 3 年 1 0 月	京都大学大学院法学研究科講師
平成 1 7 年 8 月	同助教授
平成 2 6 年 4 月	同教授（現在に至る）

○ 主要業績

(単著)

- ・曾我部真裕『反論権と表現の自由』(有斐閣、平成 2 5 年)
- (主な共著・編著)
 - ・曾我部真裕・横山真紀(編)『スタディ憲法(第 2 版)』(法律文化社、令和 5 年)
 - ・宍戸常寿・曾我部真裕(編)『判例プラクティス憲法(第 3 版)』(信山社、令和 4 年)
 - ・曾我部真裕、赤坂幸一、櫻井智章、井上武史(編)『憲法秩序の新構想 大石眞先生古稀記念論文集』(三省堂、令和 3 年)
 - ・石井夏生利、曾我部真裕、森亮二(編著)『個人情報保護法コンメンタール』(勁草書房、令和 3 年)
 - ・新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聰『憲法 I 総論・統治機構(第 2 版)』(日本評論社、令和 3 年)
 - ・新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聰『憲法 II 人権(第 2 版)』(日

本評論社、令和 3 年)

- ・曾我部真裕・尾形健・新井誠・赤坂幸一（編）『憲法論点教室（第 2 版）』
(日本評論社、令和 2 年)
- ・曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説（第 2 版）』（弘文堂、令和元年）
- ・宍戸常寿・曾我部真裕・山本龍彦（編著）『憲法学のゆくえ 諸法との対話で切り拓く新たな地平』（日本評論社、平成 28 年）
- ・曾我部真裕・見平典（編）『古典で読む憲法』（有斐閣、平成 28 年）
- ・曾我部真裕・田近肇（編）『憲法裁判所の比較研究 フランス・イタリア・スペイン・ベルギーの憲法裁判』（信山社、平成 28 年）